

令和8年
新設制度

大船渡市で新しい暮らしを応援！

おおふなと暮らし 応援補助金

最大 **200万円**

※移住者（100万）＋子育て加算（100万）で申請した場合

移住者


100万円

市外からの移住を応援！

or

若者


50万円

若い世代の新生活を応援！

+

子育て世帯


**100万円
加算**

対象者

- ✓ 39歳以下の方
- ✓ 市外からの移住者または市内在住の方
- ✓ 住宅の新築・購入・改修を行う方

※詳細な要素は裏面をご確認ください。



対象住宅

-  新築
-  新築住宅の購入
-  中古住宅の購入
-  中古住宅の購入に伴う改修



共通要件

- ✓ 取得した住宅に居住すること
- ✓ 定住する意思があること
- ✓ 市税等の滞納がないこと

※詳細な要件は裏面をご確認ください。



他制度との併用可能

複数の制度を組み合わせることで

最大 **672万円** 支援！

※各制度に要件があります。

詳細は
裏面へ！

お問い合わせはこちら



大船渡市 企画調整課 ☎ 0192-27-3111

受付時間／9:00～16:00（土日・祝日・年末年始除く）

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字津野沢15

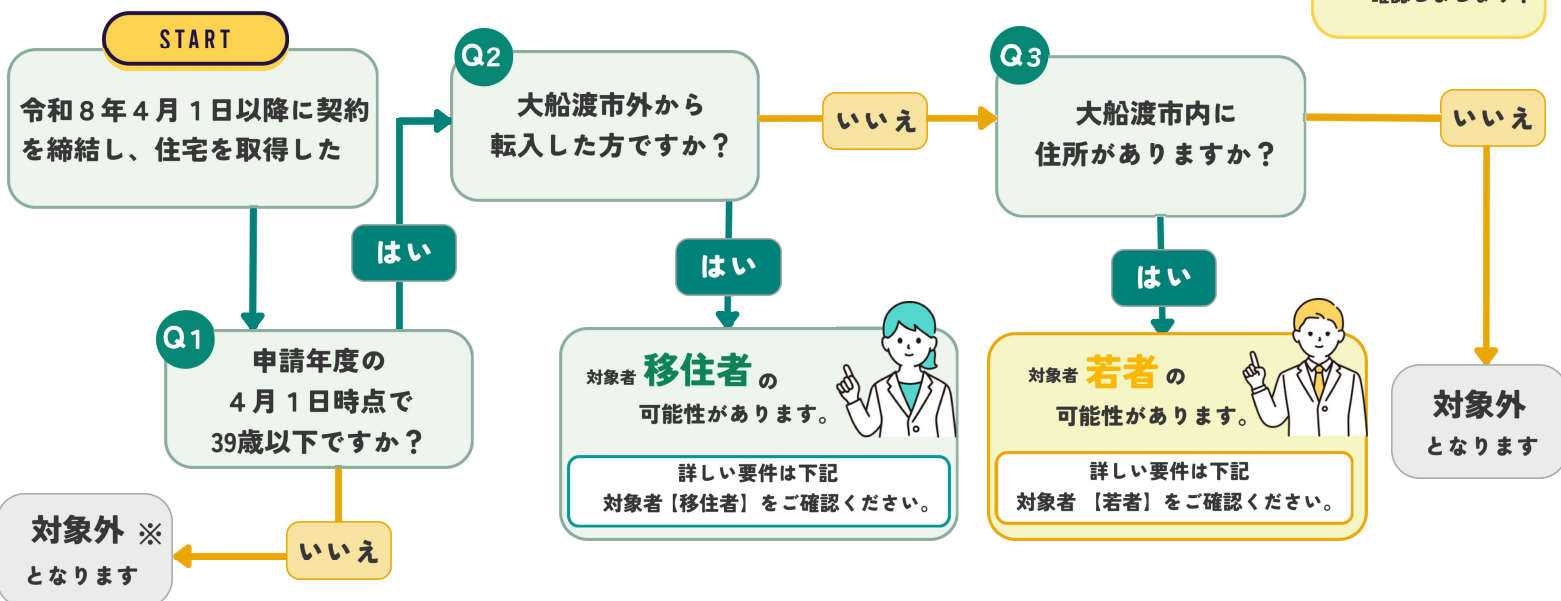
制度の詳細は
市ホームページを
ご覧ください。



あなたは対象？フローチャートでチェック！

(注)下記は簡易的な判定です。

💡ご自身がどちらに該当するか確認しましょう！



※新築住宅を取得する場合に限り、最初の契約を締結した日時点で39歳以下であれば対象となります。

対象者【移住者】

- ✓ 申請年度の4月1日時点で39歳以下の方（※）
- ✓ 定住の意思をもって大船渡市へ転入した方
- ✓ 直近の本市への転入日から遡って5年以上本市以外の市区町村に住所を有していた方
- ✓ 次のいずれかに該当する方



- ① 令和8年4月1日以降に本市に転入し、転入日から3年以内に住宅の取得等をした方
- ② 令和8年4月1日以降に住宅等の取得を行い、住宅の取得等をした日から1年以内に転入した方
- ③ 大船渡市地域おこし協力隊の隊員を委嘱された方のうち、委嘱期間中又は委嘱期間が終了した日から3年以内に住宅の取得等をした方
- ④ いわてお試し居住体験事業を活用した方のうち、当該事業による入居期間が終了した日から3年以内に住宅の取得等をした方

対象者【若者】

- ✓ 申請年度の4月1日時点で39歳以下の方（※）
- ✓ 大船渡市内に住所を有する方



共通要件（すべて満たす必要があります）

- ✓ 申請日において、取得した住宅に居住し、住民基本台帳に記録されていること
- ✓ 大船渡市に定住する意思があること
- ✓ 市税等を滞納していないこと
- ✓ 取得した住宅の所有権の持分が、世帯全員で2分の1以上であること
- ✓ 令和8年4月1日以降に住宅の建築工事請負契約又は売買契約（中古住宅の改修の場合は工事請負契約）を締結していること
- ✓ 住宅を購入した場合、3親等以内の親族以外の者から購入していること
- ✓ 転売、貸付等の営利目的の住宅取得等でないこと
- ✓ 東日本大震災及び令和7年大船渡市大規模林野火災により本市で被災し、被災者生活再建支援金を受給していないこと
- ✓ 暴力団員等でないこと

対象となる住宅・経費

令和8年4月1日以降に最初の契約を締結した市内の一戸建ての家屋が対象です。



新築

住宅を新築する工事に要する経費



購入（新築住宅）

新築住宅を購入するに要する経費



購入（中古住宅）

中古住宅を購入するに要する経費



改修（中古住宅）

中古住宅の購入に伴う改修工事に要する経費（住宅の売買契約締結日から1年以内に完了する改修工事に限る）

(注)土地の購入費、外装工事費は補助対象経費から除きます。

補助額（上限）

補助金の額は「基礎額」と「子育て世帯加算」の合算となります。

区分	上限額
移住者（基礎額）	100万円
若者（基礎額）	50万円
子育て世帯加算 （18歳未満の子どもがいる世帯）	100万円 加算

最大 **200** 万円

申請期間

補助対象住宅の所在地に住所を定めた日（住民基本台帳に記録された日）から



他制度との併用も可能！

本補助金は、他の支援制度と併用可能です。複数の制度を組み合わせることで、

最大672万円の支援を受けとることができます！

- ・ 移住支援金
- ・ 大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金
- ・ 奨学金返還支援補助金

(注) 各制度にはそれぞれ支給条件があります。

